

松本市公式 Twitter アカウント運用方針

松本市公式 Twitter（以下「当アカウント」という。）で、情報発信をするに当たり、以下のとおり運用方針を定めます。

1 目的

松本市の市政情報や魅力を発信することにより、市民を始め多くの方が本市に関する情報に触れる機会を増やすことを目的とします。

2 運営主体

当アカウントは、松本市総合戦略局秘書広報室が運営します。

3 アカウント

- (1) アカウント名 長野県松本市
- (2) URL https://twitter.com/Matsumoto_city/

4 主な発信内容

- (1) 市政情報（松本市が主催・共催するイベント情報等）
- (2) 観光や地域の情報など、松本市の魅力を伝えられる情報
- (3) 非常時における緊急情報

5 運用方法

- (1) 運用時間は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとします。ただし、必要に応じてそれ以外の日時に投稿する場合があります。
- (2) 利用者からの投稿等に対しては、個別対応は原則行いません。
- (3) 市に対する意見・要望等については、当アカウントではお受けせず、市ホームページの「市長への手紙」をご利用いただくこととします。

6 著作権

当アカウントにおいて、本市が掲載する情報（文章、写真、動画など）の著作権は、本市又は本市以外の原作者に帰属します。また、内容について、私的使用のための複製や引用等は、著作権法上認められた場合を除き、無断で行うことはできません。ただし、当アカウントへのリンクや Twitter 上でのシェア機能等を使用し、転載の対象となる内容を改編せず掲載していただくことは問題ありません。

7 個人情報

本市が利用者から個人情報を取得する場合には、松本市個人情報保護条例の規定に基づいて適切に取り扱います。

8 禁止事項

当アカウントの運営に当たり、次の事項に該当すると判断した投稿は、投稿者に断りなく、全部又は一部を非表示、削除又は拒否する場合があります。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 犯罪行為を助長するもの

- (4) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (5) 特定の個人、団体、企業、地域等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つけるもの
- (6) 本人の承諾なく個人情報を開示、漏えいするなど、プライバシーを侵害するもの
- (7) 松本市を含む他者になりすますなど、虚偽又は事実と著しく異なるもの
- (8) 松本市及び第三者の知的財産権（特許権、意匠権、著作権、商標権、肖像権等全ての権利）を侵害するおそれのあるもの
- (9) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (10) 虐待的、卑猥、下品、侮辱的な文言、ヘイトスピーチ等不適切な内容を含むもの
- (11) 当アカウントのユーザーを他のウェブアカウント等へ誘導することを目的とするもの
- (12) 有害なプログラム
- (13) 同一のユーザーにより繰り返し投稿される、同一内容のものや似通った内容のもの
- (14) Twitter 社が定める利用規約に反するもの
- (15) その他、当アカウントの運営上、不相当であると判断したもの

9 免責事項

- (1) 本市は、当アカウントにおける掲載情報の正確性、完全性、有用性には細心の注意を払いますが、それを保証する義務を負うものではありません。
- (2) 本市は、利用者による投稿等の内容について一切の責任を負うものではありません。
- (3) 本市は、当アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブル、紛争、損害等が発生した場合であっても、一切の責任を負うものではありません。
- (4) 投稿に係る著作権等は、当該投稿を行った利用者本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、利用者は本市に対し、投稿コンテンツを全世界において無償で非独占的に使用する権利を許諾したものとし、かつ本市に対して著作権等を行使しないことに同意したものとします。
- (5) 本市は、上記(1)～(4)のほか、当アカウントに関する事項に起因又は関連して生じたいかなる損害について、一切の責任を負うものではありません。
- (6) 当アカウントを閲覧しただけで、当該 SNS にユーザー ID 情報等が送信される場合があります。
- (7) 本市は、予告なく掲載情報を変更又は削除する場合があります。
- (8) 本市は、予告なく本運用方針の変更を行う場合があります。
- (9) 当アカウントは、Twitter 社のシステムによって運用しています。Twitter 社のシステム運用状況に関しては一切お答えすることができません。また、Twitter サイト、Twitter 社及び第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法、技術的な質問等に関しても、一切お答えすることはできません。

10 適用

この運用方針は、平成31年2月1日から適用します。

この運用方針は、平成31年4月1日から適用します。

この運用方針は、令和2年4月15日から適用します。

この運用方針は、令和3年4月1日から適用します。